

令和5年度公害等調整委員会事後評価実施計画

令和5年3月30日
公害等調整委員会

公害等調整委員会が、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第7条及び公害等調整委員会政策評価基本計画（令和5年3月30日第1403回委員会議決定。以下「基本計画」という。）に基づいて行う事後評価について、令和5年度において対象とする政策及び評価の方法等を定めるため、本実施計画を以下のとおり定める。

1 計画期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間とする。

2 事後評価の対象とする政策及び評価の方法等

(1) 対象とする政策等

公害等調整委員会設置法（昭和47年法律第52号）に規定されている任務に基づき、事後評価の対象は、基本政策として「公害等調整委員会の任務の遂行」とし、これに基づく具体的な政策として「1 公害紛争の処理」及び「2 土地利用の調整」とする。

また、政策の目標については、「1 公害紛争の処理」においては公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）の趣旨を踏まえた公害紛争処理制度全体の適正な運用という観点から、「2 土地利用の調整」においては所掌事務の適正な遂行という観点から設定する。

これらを、関連する政策体系と併せ、別紙のとおり整理することとする。

(2) 評価の方法等

本実施計画の計画期間（以下「実施計画期間」という。）は、基本計画第1に掲げる計画期間の初年度に当たるため、実施計画期間に実施した所掌事務の処理状況について、別紙に掲げる測定指標等により、実績の測定（以下「モニタリング」という。）を行う。モニタリングの結果は、基本計画満了時における目標の達成状況についての評価に資するものとする。

なお、モニタリングの結果、総括的な評価の必要があると認められる場合には、実施計画期間内において総括的な評価を行う。

対象とする政策等

| 基本政策 | 政策 | 目 標 | | 主な測定指標 | 目標値 |
|----------------|--|---|---|--|--|
| 公害等調整委員会の任務の遂行 | 1 公害紛争の処理 | (1) 公正かつ中立な立場から公害紛争事件の迅速かつ適正な処理を図る。 | <p>多様な公害紛争事件を適正に処理するとともに、申請人が主張する加害行為と被害との間の因果関係の解明等のために必要な事件調査を積極的かつ効率的に実施する。</p> <p>多様な公害紛争事件の迅速な処理に資するため、公害紛争事件を計画的に処理する。</p> <p>また、裁定事件の標準審理期間（申請の受付から終結までに要する一般的な期間）について、大型事件又は特殊な事件を除き、専門的な調査を要しないものは1年3か月、専門的な調査を要するものは2年とする。</p> <p>事件処理に当たって開催する期日のうち、現地又はウェブ会議方式で開催することが適切と考えられる期日については、可能な限り現地期日又はウェブ会議方式での期日の開催を図る等、当事者の負担軽減を図るための必要な方策を実施する。</p> | <p>【公害紛争事件の処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公害等調整委員会における公害紛争事件の受付、係属及び終結の状況 事件調査の実施状況 裁定事件の平均処理期間 未処理事件の係属期間の状況 現地期日の開催状況 ウェブ会議方式による期日等の開催状況 | <p>—</p> <p>—</p> <p>1年3か月 2年</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> |
| | (2) 国民の安全・安心に資するため、公害紛争処理制度の利用の促進等を図る。 | <p>公害紛争処理制度の一層の理解と利用につながるよう、広報及び関係機関等への周知を対象に応じて効果的に行う。</p> | <p>【公害紛争処理制度の広報・周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公害等調整委員会における公害紛争事件の受付、係属及び終結並びに公調委公害相談ダイヤルの相談の状況 当該年度に受け付けた事件数（公害等調整委員会及び都道府県公害審査会等） | <p>—</p> <p>—</p> | |

| | | | | |
|---|---|--|---|----------|
| 1 | 公害紛争の処理 | 都道府県公害審査会等における適切な事件の処理及び公害紛争処理制度全体として一層の利用につながるよう、地方公共団体との情報交換等を通じ、相互の連携を図る。 | 【地方公共団体との連携】 <ul style="list-style-type: none"> ・ ブロック会議参加者アンケートにおける「業務に役立った」の割合 ・ 地方自治体職員向けウェブセミナーの参加アカウント数 | 80% — |
| 2 | (1) 鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は他産業との調整を図る。 | 鉱区禁止地域指定請求事件を適正に処理する。 | 【鉱区禁止地域の指定】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱区禁止地域指定請求事件の平均処理期間 | — |
| | | 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定事件を適正に処理する。あわせて、結果の適切な公表、制度周知のための広報等にも努める。 | 【鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定事件の受付、係属及び終結の状況 | — |
| | (2) 公正かつ中立な立場から土地利用に関する行政庁の適正な処分の確保を図る。 | 平成 28 年 4 月に施行された行政不服審査法の改正も踏まえつつ、土地収用法に基づく意見照会への回答等を、適切な体制により適正に行う。 | 【土地収用法に基づく意見照会への回答等】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地収用法に基づく意見照会への回答事案等の受付、係属及び終結の状況 | — |